



市民が舞台の主役となり、観衆となり、裏方となり、これまでたくさんの笑顔や感動を生み出してきました。これからも市民が集う場所として、輝ける舞台でありたい。

記念事業
その1



演奏曲は全て大中恩氏の作曲作品
大人と子どもで楽しむ音楽

プロフィール

大中 恩 (おおなかめぐみ)
1924 生まれ。東京音楽学校作曲科卒業。「いぬのおまわりさん」「サっちゃん」をはじめ、長年こどものための音楽の創作と発展に尽す。1989年紫綬褒章受章。

日時 8/12(日)

開演 14:00 開場 13:30

【チケット料金】

一般：1,000 円
高校生以下：500 円
親子券：1,500 円

(一般1人と高校生以下2人まで)

小学生未満：無料

【チケット取扱】

伊佐市文化会館、伊佐市役所大口庁舎及び菱刈庁舎、大口ふれあいセンター、菱刈いきがいセンター、菱刈環境改善センター

※チケットの予約をメール (k-sport@city.isa.lg.jp) ・電話で受け付けます。

詳しい内容は、チラシ・ホームページ (<http://www.city.isa.kagoshima.jp/>) をご覧ください。

記念事業
その2



九州演劇界の雄
劇団「飛ぶ劇場」鹿児島に初登場!

大ホール舞台上特設ステージ

あの日の午後、教室でうたた寝をしていると、ダカダカポーと汽車の音が聞こえた。銀河にはたくさんの生き物がいた、旅に出ていた、「ほんとうのさいわい」をさがしに。

原作 宮沢賢治
作・演出 泊篤志

日時 9/1(土)

開演 19:00 開場 18:30

【チケット料金】

一般：1,500 円
高校生以下：1,000 円
※小学生未満は入場できません。

【チケット取扱】 右記と同じ

関連企画

① 日本一！伊佐の星空写真展

期間 9月1日(土)まで
時間 9時～22時
会場 伊佐市文化会館ロビー

② 「薩摩隕石」特別展示

日時 9月1日(土)
18時30分～21時
会場 伊佐市文化会館ロビー
明治19年に、伊佐市に落下した隕石の原物を展示

予約・問い合わせ先 市教育委員会文化スポーツ課文化スポーツ係 ☎26320

チケット販売中

10月1日
から
スタート

大口地区の「バス路線」が変わります

昨年10月から「伊佐市地域公共交通総合連携計画」に基づき菱刈地区・西太良地区で「のりあいタクシー」を運行しています。今年10月1日からは、この計画をさらに進め、山野地区で「のりあいタクシー」を運行し、大口地区ではバス路線の変更をすることになります。これにより、山野・大口地区の公共交通路線は次のように変わります。

「のりあいタクシー」に変わる路線

地区名	路線名	曜日	1回の料金	1日の便数
布計	布計線 (布計 ⇄ 西山野)	水・木・土	西山野バス停まで 100円	行き 2便 (8時半、10時頃) 帰り 2便 (12時頃、14時頃)
小川内	小川内線 (小川内 ⇄ 西山野)	月・火・金		
平出水	平出水線 (平出水 ⇄ 西山野)	月・火・金		

のりあいタクシーとは？

- 普通のタクシーと「ここ」がちがいます。
- 運行する曜日と時間が決まっています。
 - 予約をしないと乗れません。予約がない場合は運行日でも「のりあいタクシー」は走りません。
 - 路線バスのように停留所^{ていりゅうじょ}からしか乗れません。行き先も決められた停留所になります。
 - 同じ便を他のお客さまも予約していた場合、他のお客さまと「のりあい」になります。
 - 予約のあった停留所だけを通るので路線バスに比べて乗車時間が短くなります。

【問】布計から大口まで行くには、どうしたらいいの？

布計地区の「のりあいタクシー停留所」から「西山野バス停」までのりあいタクシーに乗ります。「西山野バス停」から大口の目的地までは、路線バスの西山野線に乗換えて大口まで移動します。帰りはこの逆になります。



「路線バス」は次のように変わります

地区名	路線名	曜日	1日の便数
山野	西山野線 (大口 ⇄ 西山野)	月～土	行き 3便・帰り 3便
牛尾	牛尾循環線 (大口 ⇄ 牛尾)	火・木・土	循環運行で3便
青木	青木循環線 (大口 ⇄ 青木) ※篠原を経由する循環路線	月・水・金	
羽月西	田代線 (大口 ⇄ 田代)	火・水・木	行き 3便・帰り 3便
	北薩病院線 (大口 ⇄ 北薩病院)	月・金	行き 2便・帰り 2便
羽月北	羽月北線 (大口 ⇄ 羽月北)	月・金	行き 1便・帰り 1便

※対象地区へは、今後、説明会やチラシ等により、時刻などをくわしくお知らせします。

問い合わせ先 市地域振興課振興開発係

☎ 1311 ☎ 1257

全国的に医師不足が問題となっていますが、本県においても医師不足は深刻です。一方、救急車による搬送人員は、10年前に比べて約4割も増えており、救急医療機関の医師には大きな負担がかかっています。

また、軽症の患者さんが、安易に休日・夜間に救急医療機関を受診する、いわゆる「コンビニ受診」といったケースも増えており、救急外来がたくさんの患者さんで混雑する結果、「医師の負担がさらに増え、医師が疲弊する」、「緊急に治療が必要な重症の患者さんの処置が適切に行えない」など、このままでは、県民の皆さんが適切な救急医療を受けられなくなる恐れがあります。

救急医療を守るためには、救急医療を適切に利用するという県民一人ひとりの心がけと協力が必要です。

救急医療の適切な利用に努めましょう。

そのためには・・・

「かかりつけ医」を持ち、早めに相談しましょう。

日頃からなんでも相談できる「かかりつけ医」を持ち、まずは早めに、「かかりつけ医」に相談しましょう。

通常の診療時間内に受診しましょう。

医療機関の夜間は、限られたスタッフで運営しています。「昼間は病院が混んでいるから」、「昼間は忙しいから」といった理由で、夜間に受診することは控えましょう。

子どもの急病等の場合は、「小児救急電話相談」を利用しましょう。

夜間の子どもの急な病気への対処や、応急処置などに経験豊富な看護師が対応します。

「鹿児島県小児救急電話相談」について

夜間における子どもの急な病気について、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」を実施しています。

相談対象者 概ね15歳未満の子ども

受付時間 19時～23時（毎日対応）

相談窓口の電話番号

「#8000」 番または

「099・254・1186」 携帯電話からも利用可能

※ダイヤル式電話・光電話・IP電話及び市外局番が「0986」の地域の固定電話からは、「099・254・1186」におかけください。

問い合わせ先

鹿児島県地域医療整備課地域医療係 ☎099・286・2693



みんなで守ろう！
かごしまの救急医療

誕生を祝い商品券を贈ります

市では、新しく生まれた命を祝い、子育てを応援するために、平成24年7月1日以降に誕生したお子さまに対して商品券を贈る、「伊佐市出産応援事業」をはじめました。

「伊佐市出産応援事業」について

- ◎出生届け後、伊佐市住民となったお子さま1人につき2万円分の商品券を贈呈します。
- ◎市内の産婦人科医院での出産であれば、市外住民となった場合でも、生まれたお子さま1人につき1万円分の商品券を贈呈します。
- ◎贈呈する商品券は、大口さくらスタンプ会の「さくら商品券」または菱刈スタンプ会の「みのり商品券」のいずれかを選択できます。

問い合わせ先 市福祉事務所子育て支援係（大口庁舎）

☎③1311 ㊟1262



市内の産婦人科医院で誕生した小迫優晴ちゃん（7月4日生）のご両親（美穂さん・裕樹さん）に初めて市長から商品券が贈呈されました。



大好物だったのに…

牛レバーの生食禁止

どうして牛の「レバ刺し」を食べてはいけないの？

腸管出血性大腸菌による、食中毒の可能性があるので

◆牛の肝臓（レバー）の内部には、「O157」などの腸管出血性大腸菌がいることがあります

畜場で解体された牛の肝臓内部から、重い病気を引き起こす食中毒の原因となる腸管出血性大腸菌が検出されました。新鮮なものでも、冷蔵庫に入れていても、衛生管理を十分に行っても、牛の肝臓の内部には腸管出血性大腸菌がいることがあります。

◆実際に食中毒が起きています

生の牛の肝臓などが原因と考えられる食中毒は、平成10年から平成23年に全国で128件（患者数852人）発生し、うち22件（患者数79人）は、腸管出血性大腸菌が原因です。厚生労働省は、平成23年7月に提供の自粛を要請しましたが、その後も食中毒事例が報告されています。

腸管出血性大腸菌は、重い病気や死亡の原因になります

◆腸管出血性大腸菌は、溶血性尿毒症症候群（HUS）や脳症などの危険な病気を起こし、死亡の原因にもなります

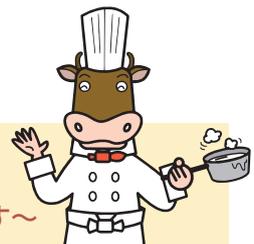
腸管出血性大腸菌は、わずか2～9個の菌だけでも、病気を起こします。HUSは、腸管出血性大腸菌感染者の約10～15%で発症し、HUS発症者の約1～5%が死亡するとされています。平成23年には、腸管出血性大腸菌による集団食中毒で5人が亡くなるという事件が起きています。

今のところ、生で食べないことが、唯一の予防法です

◆牛の肝臓が腸管出血性大腸菌に汚染されているかどうかを検査する方法や、洗浄・殺菌方法など、有効な予防対策はみだせていません

加熱して食べれば、安全です

～腸管出血性大腸菌は、中心部まで75℃で1分間以上加熱すれば死滅します～



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「牛レバーの生食はやめましょう」をご覧ください。

問い合わせ先 伊佐地区食品衛生協会（大口保健所内）

☎③5106

市営住宅入居者募集

◎公営住宅

(平成 24 年 7 月 1 日現在)

団地名	所在地	戸数	間取り	建設年度	使用料 (円)
崎山団地	伊佐市大口田代 283 番地 1	2	3DK	昭和 58	13,300 ~
針持団地	伊佐市大口針持 314 番地	3	3DK	昭和 58	13,500 ~
郡山団地	伊佐市大口牛尾 24 番地 1	4	3DK	昭和 51 ~ 57	10,100 ~
池田団地	伊佐市菱刈市山 2498 番地 3	1	3DK	昭和 53	12,100 ~
瓜之峰第 1 団地	伊佐市菱刈南浦 308 番地	1	3DK	昭和 54	12,200 ~
湯之尾団地	伊佐市菱刈川北 2356 番地 1	1	3DK	昭和 55	15,000 ~

入居資格 ○同居している親族または婚約者を含む同居しようとする親族がある人

○明らかに住宅に困っている人

○定められた収入基準以下の人

○市税などの滞納がない人

※単身の高齢者、身体障がい者 1 ~ 4 級、

生活保護法に基づく被保護者などは申込できます。



申込み
先着順になります

◎特定公共賃貸住宅

団地名	所在地	戸数	間取り	建設年度	使用料 (円)
こっがら団地 (世帯用)	伊佐市大口小木原 422 番地 3	5	3LDK	平成 10	44,000
こっがら団地 (単身用)	伊佐市大口小木原 422 番地 3	3	1LDK	平成 10	29,000

入居資格 ○世帯用は同居している親族または婚約者を含む同居しようとする親族がある人

○明らかに住宅に困っている人

○定められた収入基準以上の人

○市税などの滞納がない人

申込・問い合わせ先 市建設課住宅係 (菱刈庁舎)

☎ 1 3 1 1 ☎ 2 2 2 7 ・ 2 2 2 8

がけ地近接等危険住宅移転事業について

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれがある区域に建っている危険住宅の移転を促進する事業です。

対象住宅 次のいずれかに該当する既存不適格住宅もしくは特定行政庁の是正勧告を受けた住宅等

①急傾斜地崩壊危険区域

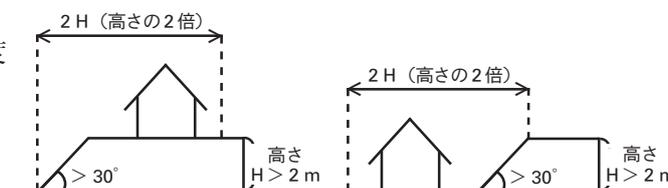
②高さ 2 m を超え、かつ傾斜 30 度

を超えるがけに近接する住宅

※昭和 46 年 8 月 31 日以前に

建築されたものに限る

③県が指定した土砂災害特別警戒区域



② がけに近接する住宅の図

補助内容 ①住宅除去工事費に対する補助

②土地の取得・敷地の造成・住宅建設(購入)費のうち金融機関から融資を受けた場合の利息額に対する補助(年利率 8.5% を限度とする)

補助限度額

除去等	建物助成費			合計
	住宅建設	土地購入	敷地造成	
78 万円	444 万円	206 万円	58 万円	786 万円
実費補助	金融機関からの利息に対する補助 (年利率 8.5% を限度)			

問い合わせ先 市建設課住宅係 (菱刈庁舎)

☎ 1 3 1 1 ☎ 2 2 2 7

第36回 「水の週間」

期 間

8月1日(水)～7日(火)

テ ー マ

『水の恵みを未来に ～健全な水循環の再生を目指して～』
雨水や風呂の残り湯を「打ち水」として活用することで、涼しさを体感し、水を賢く使う先人の知恵を実感しましょう。

問い合わせ先

県企画部地域政策課資源エネルギー係

☎099・286・2431

人権同和問題 啓発強調月間

県では、8月を「人権同和问题啓発強調月間」と定め、この期間中にテレビ・ラジオによる啓発放送や新聞広告、じんけんフェスタ2012の開催など、さまざまな人権啓発活動を集中的に実施します。

私たちの社会には、同和问题をはじめ、子どもや高齢者への虐待、女性、障がい者等に関する人権問題が、依然として存在しています。

これらの人権問題を解決するためには、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、偏見や差別のない社会の実現に向けて意識を高めていくことが大切です。

この機会に、皆さんも身近なことから人権について考えてみませんか。

問い合わせ先

鹿児島県庁人権同和対策課

☎099・286・2574



平成24年度 伊佐市職員採用試験

試験区分及び採用予定人員

一般行政Ⅰ(一般事務)

若干名

※身体に障がいのある者含む

(一般事務または技術に従事)

一般行政Ⅱ(土木)

若干名

※身体に障がいのある者含む

(専門的な技術または一般事務に従事)

一般行政Ⅱ(建築)

若干名

※身体に障がいのある者含む

(専門的な技術または一般事務に従事)

受験資格

採用後、伊佐市に定住する人で、次の

試験区分ごとの要件を満たす人

※日本国籍を有しない人、地方公務員法

第16条(欠格条項)に該当する人は受

験できません。

※市では、障がい者の雇用をふまえて試験を受けています。身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から6級までの人は、採用試験出願の際、身体障害者手帳を持参し受付で提示してください。

一般行政Ⅰ(一般事務)

昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人(来年3月卒業見込みの人を含む。)

一般行政Ⅱ(土木・建築)

昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人(来年3月卒業見込みの人を含む。)

試験

一般行政Ⅱ(建築)

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

試験

一般行政Ⅱ(建築)

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

試験

一般行政Ⅱ(建築)

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

※作文試験については、第2次選考時に採点します。

第2次試験 集団討論

(第1次試験合格者のみ)

試験日時

一般行政Ⅰ(一般事務)

9月16日(日) 8時30分～

一般行政Ⅱ(土木・建築)

9月16日(日) 13時～

試験会場 伊佐市文化会館小ホール

第1次試験

一般行政Ⅰ(一般事務)

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験

試験

一般行政Ⅱ(土木)

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

試験

一般行政Ⅱ(建築)

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

試験

一般行政Ⅱ(建築)

高等学校卒業程度の専門試験及び作文試験

※作文試験については、第2次選考時に採点します。

第2次試験 集団討論

(第1次試験合格者のみ)

第3次試験 面接試験

(第2次試験合格者のみ)

採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登録し、平成25年4月以降、必要に応じて採用されます。なお、名簿は原則として1年間有効です。

受験手続

市総務課に備え付けの受験申込書兼履歴書(上半身写真貼付)に記入のうえ、受付期間内に提出(郵送の場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封)してください。

受験手続

市総務課職員係(大口庁舎)